

## 特定水産動植物採捕許可の取扱方針

### (趣旨及び制度の概要)

第1 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第42条第1項に規定する試験研究又は教育実習の用に供するため適用除外を受ける許可（特定水産動植物採捕許可。以下「許可」という。）の取り扱いについては、規則及びこの方針の定めるところによる。

### (許可の対象)

第2 この許可は、次のいずれかに該当し、公共的かつ非営利的なもので、関係者の理解と同意が得られ、十分に内容が精査された場合に行う。

- 1 試験研究  
試験研究、資源量調査、環境影響調査等
- 2 教育実習  
学校教育の一環としての実習、公益団体による展示用の魚類採捕等
- 3 増養殖用の種苗の供給（自給を含む。）  
放流を行うための親個体採捕、親個体・稚貝・稚なまこの移植等
- 4 その他知事が適当と認める内容

### (許可の対象者)

第3 許可の対象者は以下のとおりとする。

官公庁、教育委員会、学校、公益法人、独立行政法人、地方独立行政法人、漁業協同組合、NPO法人、その他知事が適当と認める者とする。

### (許可基準)

第4 次の1から5までの全てを満たす場合には、許可をするものとする。

- 1 試験研究又は教育実習の目的及び計画の内容が、必要かつ妥当と認められること。
- 2 当該特定水産動植物の採捕によって、特定水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらさないと認められること（採捕期間は合理的であるか、必要最小限の採捕量であるか、法人にあっては、従事者の数が必要最低限であるか等）。
- 3 申請者が、次の（1）から（4）までに掲げる者に該当しないこと。
  - （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - （2）申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

- (3) 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
- (4) 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの
- 4 採捕に従事する者（採捕の責任者を含む。以下同じ。）の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないこと。
- 5 申請者又は採捕に従事する者の中に採捕開始予定日から過去2年以内に特定水産動植物採捕許可の取消しを受けている者がいないこと。

(許可の有効期間)

第5 許可の有効期間は1年以内とする。

(許可の申請手続き)

第6 許可の申請に必要な書類は以下のとおりとする。ただし、許可又は不許可の判断に必要なと認めるときは、書類の添付を省略させることができる。

- 1 特定水産動植物採捕許可申請書（別記様式第1号）
- 2 試験研究又は教育実習に係る調査計画書
- 3 申請者が第4の3、4及び5であることを誓約する書面（別記様式第2号）
- 4 採捕の区域を示す図面
- 5 使用漁具及び漁法の模式図（一般的な漁具・漁法は除く）
- 6 同意書の写し（漁業権者、官公庁等関係者の同意が必要な場合）
- 7 市町村長の副申書（申請者がNPO法人である場合）
- 8 申請者が船舶の所有権を有する者でない場合は、所有者からの船舶使用承諾書
- 9 その他知事が必要と認めるもの

(許可又は不許可の決定)

第7 知事は、審査及び必要に応じて実態を調査し、許可又は不許可の決定を行う。

- 1 許可したときは、特定水産動植物採捕許可証（別記様式第3号）を申請者に交付する。
- 2 許可しない場合は、その旨を特定水産動植物採捕不許可通知書（別記様式第4号）により理由を付して申請者に通知するものとする。

(許可の条件)

第8 知事は、許可をするに当たり、特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響を軽減するため必要があると認めるときは、その許可に条件をつけることができる。

(許可証の携帯義務)

第9 許可を受けた者は、規則第42条第8項の規定に基づき、採捕に当たり許可証を携帯

すること。

(許可証の返納義務)

第10 許可を受けた者は、規則第42条第9項の規定に基づき、有効期間が満了したとき、亡失等により再交付後に亡失した許可証を発見したとき及び許可が取り消されたときは、許可証を返納すること。

(採捕の結果の報告義務)

第11 許可を受けた者は、規則第42条第10項の規定に基づき、許可の有効期間満了日から30日を経過する日までに、特定水産動植物採捕結果報告書(別記様式第5号)により報告しなければならない。

(許可内容の変更)

第12 許可を受けた者は、許可証の内容に変更が生じた場合には、原則として許可証を返納し再度許可を受けることとする。ただし、以下に記載する軽微な変更については、その内容及び理由を付した届出書及び知事が必要とする書類を提出し、書換え交付を受けることができる。

- 1 許可を受けた者の氏名及び住所(法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 採捕に従事する者の氏名及び住所

(許可証の滅失等の取り扱い)

第13 許可を受けた者が、許可証を亡失又は滅失したため許可証の再交付の申請をするときは、特定水産動植物採捕許可証再交付申請書(別記様式第6号)を提出すること。なお、再交付に係る手続き中に許可証がないまま特定水産動植物を採捕することは、規則第42条第8項の許可証携帯義務違反となり、同条第11項の許可の取消事由に該当する。

(許可の取消し)

第14 知事は、許可を受けた者が次に掲げる場合のいずれかに該当することになったときには、許可を取り消さなければならない。

- 1 許可を受けた者又はその従事者が第4に掲げるいずれかを満たさなくなったとき
- 2 漁業関係法令又は漁業関係法令に基づく処分に違反した場合において、当該特定水産動植物の生育又は漁業活動への影響を軽減するため必要と認めるとき。

(許可内容の違反)

第 15 当該許可で認められた範囲を逸脱して特定水産動植物を採捕した場合は、漁業法  
第 132 条第 1 項違反に該当する。

附則

この方針は令和 2 年 12 月 1 日から施行する。